

平成 29・30 年度手話通訳者養成講習会開催要項

目的

聴覚障がい者の社会参加は確実に広がっており、専門的な手話通訳の必要性も増加してきているが、その手話通訳者はまだまだ充足できていない状況にある。この課題の一日も早い解決のために手話通訳という言葉の翻訳技術とともに、聴覚障がい者と社会をつなぐ情報提供や支援技術を持った手話通訳者を養成する。

1. 実施主体

県の委託事業として、社会福祉法人島根県社会福祉事業団 島根県聴覚障害者情報センターが実施運営する。

2. 受講対象と定員

現在市町村登録手話奉仕員であり、将来手話通訳者として活動できる人。

定員は 20 人とし、面接後決定する。面接では手話学習に対する意欲と、手話でのコミュニケーション力を選考基準として受講の可否を決定する。

3. 期間

前期として、平成 29 年 5 月から開始し、平成 30 年 3 月までの間に 21 回開催とする。

後期は平成 30 年度に 19 回開催する。

4. 開催地

島根県立男女共同参画センター あすてらす

島根県大田市大田町大田イ 236-4 (JR大田市駅西隣)

5. 受講料

5000 円(2 年間:初年度に徴収)

その他テキスト代として、手話通訳Ⅰ(3024 円)、手話通訳Ⅱ(3024 円)、手話通訳Ⅲ(3024 円)、講義テキスト(1836 円)が必要。

6. 実施方法

(1) 講座の区分は手話通訳Ⅰ、手話通訳Ⅱ、手話通訳Ⅲとする。

(2) 講師編成は 2 名(ろう、健聴)を基本とするが、必要に応じて特別講師を招聘する。

7. その他

・この講習会は各課程(手話通訳Ⅰ、手話通訳Ⅱ、手話通訳Ⅲ、講義)の講座数の 3 分の 2 以上の出席をもって修了証を交付する。

・30 分を超える遅刻、早退の場合は、当該講座は欠席とみなす。

附則

この要項は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。